第2回世田谷区子ども・子育て会議議事録

日 時

平成27年8月6日(木)9:30~

場所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

森田会長、加藤副会長、池本委員、太田委員、相馬委員、普光院委員 飯田委員、松田委員、正岡委員、石井委員、上田委員、五島委員 橋谷委員、椎川委員、上保委員、得原委員、中村委員

欠席委員

天野委員、猪熊委員

事務局

中村子ども・若者部長、香山子ども育成推進課長、小野児童課長、田中保育課長、 上村保育認定・調整課長、菅井保育計画・整備支援担当課長、百瀬子ども家庭課長、

資 料

- 1.新規開園(認可)施設等の確認にかかる利用定員の設定について (別紙)新規開設・移行予定施設・事業
- 2. 認可・確認条例等の基準解説の制定について

(別添1-1)家庭的保育事業等の認可等に係る基準解説(児童福祉法関連)

(別添1-2)家庭的保育事業等の認可等に係る基準解説(認可条例関連)

- 3. 認可・確認に基づく指導検査基準及び要綱の制定について
 - (別添1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱(案)
 - (別添2)平成27年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 指導検査実施方針及び指導検査実施計画(案)

(別添3)平成27年度保育所指導検査基準(案)

(別添3-別表)子ども・子育て支援法に基づき区が確認する事項一覧(案)

- 4.外遊び検討委員会の検討状況について
- 5. 妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援検討委員会の検討状況について (別紙)産後ケア事業の展開

- 6. 障害児等保育検討委員会の検討状況について (別紙)検討委員会でのこれまでの検討経過
- 7. 平成28年4月保育園入園選考の日程について

議事

事務局

定刻になりましたので、今期第2回の子ども・子育て会議を開催いた したいと思います。本日はお忙しい中、また、朝から暑い中お越しいた だきまして、ありがとうございます。議事に入るまでの間、私、子ども 育成推進課長の香山が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく お願いいたします。

なお、本日の委員の出欠状況でございますが、天野委員、猪熊委員から欠席のご連絡をいただいております。

それでは開会にあたりまして、子ども・若者部長中村よりご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局

皆さんおはようございます。お忙しい中、それもこの猛暑日が続く中、この子ども・子育て会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。ちなみに、先週の1日と2日で恒例の区民まつりを馬事公苑で開催いたしました。そのときは猛暑日ということもあって、44名の方が熱中症になり、そのうち6名の方が救急車で運ばれているという状況もありました。今日もぜひ水分をとりながらお願いしたいと思っております。

本日は、今年度上半期に区の中で検討してきた事項をお示しさせていただいております。これについて、ご意見、ご議論いただきまして、それを踏まえた形で9月以降、議会に報告していきたいと思っていますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは議事に入ります前に、お手元に配付させていただいております資料を確認させていただきます。

〔 資料確認 〕

それでは続きまして、第1回当会議を欠席されて本日初めて出席される委員の方がいらっしゃいますので、ご紹介いたしたいと思います。

〔 委員紹介 〕

それでは、今後の議事につきましては森田会長、よろしくお願いいた します。

(1)新規開園施設等の確認にかかる利用定員の設定について

会長

本当に暑くて溶けてしまいそうですが、皆さんお元気そうで何よりです。夏休みに入りまして、大学もようやく昨日から夏休みらしくなってまいりまして少しほっとしているところです。子ども・子育て会議はこの4月から少し時間が経ち、本格的に新しいシステムの中で動き始めましたので、いろいろなところでこの制度自体の検証が必要になってきて

いるようなことも聞かれるところです。ここから本格的な会議が始まっていきますので、どうぞ皆さん、積極的にご発言等いただいて、この会議がより実り多きものになるようにお願いしたいと思います。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

まず第1の議題ですけれども、利用定員の設定ということで確認をしたいと思います。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

新規開園施設等の確認にかかる利用定員の設定について、ご説明させていただきます。

子ども・子育て支援法に基づきまして、新規開園施設等の確認に係る 利用定員の設定にあたりましては、子ども・子育て会議に意見聴取を行 うこととなっております。

利用定員についてでございます。新規開設、移行予定施設・事業(1号・2号・3認定)につきましては、別紙のとおりとなっております。

利用定員の設定につきましては、認可定員の範囲内で市町村が設定することになっております。設定は1号及び2号は3歳から5歳を一括で、3号はゼロ歳と1歳から2歳の区分に分けております。なお、2号、3号について標準時間と短時間の区分は基本的に設けてございません。また、新規開設施設及び事業に係る確認についてですが、平成27年4月以降に認可を受けて開設する施設、事業は区が利用定員を定め確認を行うことが必要となります。利用定員を定めようとするときは、あらかじめこの子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないことになっております

別紙をごらんください。上の表に記載があるとおり、私立保育園と認定こども園が、世田谷地域に開設されます。私立保育園は新設でして、(仮称)弦巻五丁目保育施設となっております。所在地が弦巻5-10で、社会福祉法人水の会が運営法人です。開設時期ですが、平成27年11月1日でございます。利用定員につきましては、記載のとおり129名です。新設する園であるため、定員の129名がそのまま利用定員増の人数になります。

認定こども園につきましては、移行でございます。これも(仮称)認定こども園世田谷区立多聞幼稚園となります。所在地が三宿2-25-9で、世田谷区が運営法人です。平成28年4月1日移行の予定となっております。施設利用定員につきましては記載のとおり136名です。利用定員増減につきましては、1号認定16名減、2号認定16名増でございます。

続きまして、別紙真ん中の、世田谷地域という表をごらんください。

平成27年度需要見込み数という行の一番右に記載のある5,165というの が、2号認定と3号認定を合わせた需要の合計です。それに対しまして、 今回の新設と移行する園の定員を加えた現時点での数、これが一番下の 4,120で、まだまだ需要数には足りない状況となっております。ただ、 平成31年度の事業計画数は、5,457なので、31年度までには需要数をク リアしていくという計画でございます。

続きまして、別紙下の表が世田谷区全域についてのものです。こちら も、27年度の需要見込み数が18.649であるのに対して、今回の新設、移 行を含めた現時点での定員数が14,890であり、今の需要数には追いつか ないような状況でございます。31年度につきましては、19,911というこ とで、約2万人の定員確保を目指す計画としています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。ただいま新規開園する施設などの確認にか かわる利用定員の設定ということで、事務局から説明がありました。意 見やご質問等があればお願いしたいと思います。

私から、最初に少しよろしいでしょうか。おそらく、この会議の中で は初めてのケースだと思うのですが、区立幼稚園から認定こども園への 移行ということで、どのような形で今回この認定こども園の開設が予定 されているのか、もう少し説明をしていただいてから議論するという形 でよろしいですか。おそらく、認定こども園自体のことをご存じない方 もいらっしゃいますし、区立幼稚園が何園あって、そのうちの何園がど のように移行していく予定なのかということを、少しご説明いただけま すか。お願いいたします。

事務局

会長

区立幼稚園は今現在9園ございまして、平成26年8月に区立幼稚園用 途転換等計画を定めまして、区立幼稚園を認定こども園に移行していく というような形で計画が立てられております。

まず第1といたしまして、多聞幼稚園がその当時の計画では平成28年 度移行予定となっておりまして、今回平成28年4月1日に開園するとい うことで今定員を諮らせていただいている次第でございます。その後、 順次区立幼稚園を認定こども園に移行する予定でございまして、計画 上、区立の認定こども園に移行するのが5園、私立の認定こども園に移 行するのが4園という計画を立てております。認定こども園というのが 1号認定と2号認定それぞれについて定員を定めておりまして、1号認 定がいわゆる幼稚園枠、2号認定が保育枠でございます。今回、1号認 定が4歳、5歳それぞれ60人、2号認定が4歳、5歳それぞれ8人と設 定しております。現在、区立幼稚園が4歳、5歳のみの受け入れとなっ

ておりまして、そこから移行するということでこのような形で設定して おります。

なお、この表の米印にございますように、現在多聞幼稚園の年少のクラスに通っている方が当初は68名、現在は1名欠けて67名になっているのですが、在籍していることから、進級の保障をするということで、平成28年度に限り、1号認定がそのまま68人で、29年度以降4歳、5歳それぞれ60人、2号認定が4歳、5歳それぞれ8人という定員とする予定でございます。

会長

おわかりいただけましたでしょうか。私は1つ気になったところがあったのですが、この1号認定60人と2号認定8人というのは、移行計画の中で議論されて決定した人数なのでしょうか。ものすごく応募者が殺到する可能性もありますが、そうなった場合の調整はどのように行う予定なのでしょうか。

事務局

こちらの定員は、平成26年8月に区立幼稚園用途転換等計画を定めた後、今年2月に策定した多聞幼稚園自体の用途転換移行計画の中で示しております。今現在幼稚園の充足率が高い状況になっております。実際多聞幼稚園は先ほど申し上げましたように申し込みの段階では定員を超えるような申し込みがございまして、幼稚園の場合は定員を超える申し込みがあると抽せんで決めることになっております。あとは、多聞幼稚園近辺の保育所の整備状況や待機児の状況等を勘案しまして、当面の間、1号認定60人、2号認定8人ということで設定させていただきました。今後、区立幼稚園の充足率や保育園の待機時児童の状況を見定めながら検討してまいります。

会長

大まかな皆さんの不安な点やご質問に対しては答えていただけたと 思います。それでは、具体的に利用定員の設定について、ご意見、ある いはご要望、ご質問等ありましたらお願いします。

委員

今、ご説明いただいたことがよく理解できていないのかもしれないのですが、つまりこれは2号認定の3歳児クラスがないということなのですね。

事務局

今設定している状況では、3歳児クラスはない状況でございます。施設が、多聞幼稚園の既存の校舎を使っており、これ以上クラスをふやすと園庭の基準が満たせなくなってしまうため、3歳児の設定は多聞幼稚園に関しては行っておりません。今後につきましては、別途状況を見定めながら検討してまいります。

委員

おそらく小規模保育とか連携施設を求めている施設が今後ふえてくるのではないかと思われ、そのためには3歳児クラスがあったほうがそ

れらの受け皿になるのではないかなと思いました。

委員

多聞幼稚園以外の区立幼稚園の建てかえの計画も絡んでくると思う のですが、そちらのご説明もいただけますでしょうか。

事務局

多聞幼稚園以外の建てかえの計画ですが、こちらも先ほど申し上げた区立幼稚園全体の用途転換等計画の中で定めておりまして、この計画の段階で一番早いものですと、平成30年度以降に予定している松丘幼稚園です。それから、順次平成35年度以降までに建て替えを実施する予定でして、最後が中町幼稚園の予定です。ただ、例えば多聞幼稚園のように増築という形で予定しているところですとか、改築や改修という形で考えているとことがございまして、改築になりますと、期間が東京オリンピックと重なる関係で、工事の業者を確保するのが難しいという面もあります。それから土地の確保、その他もろもろの要因がありまして、30年度以降という計画になっておりますが、状況によってはそれより後ろにずれる可能性もございます。

委員

これから先、定員がふえることはないのですか。

事務局

定員はこれから別途個別に検討していく状況になるのですが、区立に関しては原則として、園児の募集停止は行わない予定です。ただ、状況によってはわからないところもございますが、定員に関しても可能な限り確保していくよう検討していきたいと思っております。

会長

ほかにはいかがですか。この区立幼稚園の移行の数というのは、子ども計画に記載されている確保数には反映されているのですか。

事務局

幼稚園につきましては、既存の区立・私立幼稚園の認可定員枠で需要を満たしている状況で、その数を維持するという計画になっています。計画上は9園の区立幼稚園の現行の認可定員が1号認定の枠の中に入っているという状況です。今後移行する場合は、それによって1号認定が何人減って、2号認定が何人ふえますということを個別にこちらの会議に諮っていくことになります。

会長

そこで今回は、16名の移行があるということですね。

委員

こちらは、形で言うと幼保連携型ということでよろしいんでしょうか ね。

事務局

多聞幼稚園は幼稚園型認定こども園になります。

委員

そこをまずご説明いただかないと、幼保連携型でスタートするのか、 幼稚園型としてスタートするのかということは大きな違いだと思いま す。

あとは、私立幼稚園も区立の用途転換の際にいろいろとお話し合いを させていただきましたけれども、結局、区立幼稚園の用途転換、認定こ ども園になっていくというのは、どういう目的でなさるのかということが1つ十分に考慮されるべきことで、現行の利用者の方々からもいろいろご意見をいただいたのかと思います。今の段階で、例えば4歳児と5歳児の定員136人を今度1号、2号で切り分けていくと、1号の数が減って2号の数が多少ふえていくわけですけれども、これが保育園の待機児解消のためにするのか、それともそうではなくて、幼稚園教育と保育を一体化するという目的のためにするのかというところで、趣旨が随分変わってくると思います。当初幼稚園型ということなのですよね。ご確認でした。

会長

ほかにいかがでしょうか。

委員

今の幼稚園型で移行するというのは、ほかの区立園もみんな幼稚園型で移行するという理解でいいのでしょうか。もう1点、先ほど私立の認定こども園になっていくというお話がありましたが、その私立というのは、どのような型でどういった設置主体に移行するのかについてお伺いしたいのですが。

事務局

今回は幼稚園型の認定こども園ということでスタートさせていただくのですけれども、これから残りの8つの園につきましては、それぞれ個別の状況が違いますので、個別の移行の計画を策定していきます。ですから、先ほど少しお話がありましたように、もし用地が確保できて、そこで新築してスタートできるような幼稚園の場合は、当初から幼保連携型ということも可能性としてはあります。それは個々にこれから検討していくということでございまして、今の時点ではまだはっきりここはどうだということは決まっておりません。

設置主体につきましては、先ほど議事1の説明で申し上げました9つの園の用途転換の基本的な計画を定めておりますが、そこでは5つの幼稚園については区立の認定こども園として設置運営していくという方向が示されております。4つの区立幼稚園については、今回、新制度スタートに伴いまして児童福祉法が改正されて、公私連携型ということで、建物や土地は公が提供するけれども、運営は民間の事業者さんが運営するという方式が新たにつくられております。そういうことを活用して、いわゆるプロポーザルのような形でこども園を運営していただく事業者を選定いたしまして、決まったところで運営していただくということになります。従来の公設民営とは若干違いまして、もう少し民営色が強くなるのですけれども、土地建物のオーナーとしての世田谷区と、プロポーザルにより選定した事業者に運営していただくということを想定しております。どういう時期に運営事業者の募集をしていくのか、ど

ういう基準で選んでいくのか等は、それぞれのこども園の個別の計画を 立てる際にはっきりさせていく予定です。

委員

民間事業者とおっしゃったのは、基本学校法人を指しているのですか。

事務局

幼保連携型こども園は社会福祉法人も運営できることになっておりますので、必ずしも学校法人だけではないと考えていただければと思います。

委員

素人なので難しくてあまりきちんと話せないのですけれども、先ほど、需要量見込み数のところでありました、27年度の需要量見込み数に31年度の事業計画数が追いつくという話について、それまではたくさんのお金をかけて、誘致をして、保育園をつくっていくという計画になっている中で、区立の幼稚園がそこの激動の3年、4年を協力してくれないのだなという感じで私は見てしまいました。全部が全部朝から晩までやっている保育園にして、定員に協力しろとは言わないのですけれども、何かもう少し待機児童の問題が一番厳しい今、幼稚園がどうやってかかわってくれるのかという部分は、私たちはすごく見させていただきたいと思っているところです。

もちろん、幼稚園に子どもを通わせながら少し働きたいという方もたくさんいますが、今だとフルタイムにしないと保育園に入れないので、それを諦めて、無理して復帰を考えたり就職したりする人がいます。子どもの育ちに合わせた働き方を世田谷の中でできるということに関しては、やはり幼稚園のご協力を公私ともにしていただきたいというのが地域の大きな期待です。なので、例えば夏休みや春休みはもちろん休んでいただいていいのですけれども、全日程休んでしまわないで数日間だけでも開園するといった預かり保育や、一時保育の実施について、どのように区立幼稚園は考えているのかなと思います。定員の問題に加えて、フルタイムではない働き方の人たちのバックアップや、幼稚園に子どもを預けて働く人たちの需要をここで吸収していただけるといいのではないかなといつも思っているので、この場所で言うことかどうかはわからないのですけれども、考えていただけるといいなと思います。

会長

ありがとうございました。先だって、私立幼稚園の園長先生方の研修でお話をさせていただいたときには、随分私立幼稚園の取り組みが変わってきているということを私は感じました。今のお話は、区立幼稚園で一時預かりや就園前の子どもに対する保育の提供等さまざまな方法があるはずで、そういった試みを区立幼稚園としてはどう考えているのかということだと思うのです。これは定員の問題とは少し違う問題ではあ

るのですが、子育て支援の環境そのものが次の入所、入園というところにかかわってくることなので、総体としては非常に関連の深いことだと思います。ぜひどこかでこういったことへの取り組みの仕方ということをきちんとご報告いただけるといいのではないかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、提案どおりで認めていくということで、次の議事に進ませていただきたいと思います。

(2)認可・確認条例等の基準解説の制定について

会長

それでは次に、認可・確認条例等の基準解説の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料2をごらんください。資料2は、認可・確認条例等の 基準解説を制定したいという主旨です。先ほど会長からも冒頭にお話が ございましたけれども、新制度がこの4月から始まっております。皆さ んはいろいろなところでかかわりがありまして、様々な課題があるとい うのはもう既にご承知のところだと思うのですけれども、その中で、新 制度の特色というものが幾つかあると思います。消費税を税源にして制 度の恒久的な財源にするということが特色の1つで、加えて、今も少し 議論になりました幼保一体や幼保小連携の課題もあるかと思います。も う1つの大きな特色は、認可施設につきましては、制度自体はほとんど 変わっていないということです。こども園は担当部署が整理されたとい うのはあるのですけれども、いわゆる認可保育園については、制度自体 は大きく変わっていなくて、一番変わったのは、運営主体が多様化され たという部分なのです。平成12年に国の通知で、株式会社やNPO等の 法人も認可保育園を運営できるということで、運営主体が多様化してい たのですけれども、それが法律上児童福祉法で定められたというのが、 認可保育所についての大きな変更です。

新制度が始まり、地域型保育事業と言われる、いわゆる家庭的保育だとか小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育というものが新たにつくられております。今回のこの資料2につきましては、家庭的保育事業等の設備運営の基準を区で定めている、いわゆる認可条例の基準解説を別添としてつけております。東京都に認可権がある認可施設の認可基準については東京都の基準を採用しています。区として今回、条例や規則はできたのですけれども、具体的にその中身はどういったものかということになりますと、少しわかりにくいところもございますので、そこの基準を明確にしたいというのが今回の基準解説の制定の主旨、目的でご

ざいます。

資料2の3については、実際に基準解説はどのようになっているのか、別添1-1をごらんいただければと思います。右のほうにございます基準解説という列が、今回ご確認いただきたい部分です。ごらんいただきやすいように項目を入れておりまして、まず1ページの1番に経済的基礎とあります。それから、3ページの2番に社会的信望、3番に社会福祉事業の知識又は経験と続きます。1から3番の項目は新制度の特色でございまして、先ほど申し上げたように施設については運営主体が多様化されたということで、事業者が認可保育所を運営する場合は、ここに記載のある3つの要件について審査しなさいと法律上なっております。その考え方は、家庭的保育事業等も同じで、経済的基礎といっても抽象的な言葉ですので、それを具体的に考えるとしたらどういった基準になるのかというのを今回定めたいということでございます。1ページには、この経済的基礎についての考え方を整理させていただいております。

2ページをごらんいただければと思います。真ん中下あたりにアンダーラインがありますけれども、「当面の支払に充てるための1年間の賃借料に相当する額を、安全性があり、かつ、換金性の高い預貯金等により保有していること」ということで、経済的基礎を図る物差しとして、こういったものを定めていきたいということを示しております。

それから、社会的信望につきましては、まず社会的信望とは何なのということがあります。そこではいわゆる児童福祉法や支援法の中で欠格条項が定められておりますので、そういったことに反している場合、当然社会的信望はないということになります。また、業務を執行する社員等となっていますけれども、誰を指しているのかということについて次の項目のところに書かせていただいております。

3つ目といたしまして、社会福祉事業の知識や経験ではどういったことが基準になるのかということについて、3ページから4ページにかけて定めさせていただきたいということで、ご提案させていただいております。

7ページにつきましては、認可する場合にはこの子ども・子育て会議 で意見を求めるということを示しております。

5番の項目といたしまして、事業計画との整合ということで、今1件目でご審議いただきましたけれども、新規の施設や事業を行う場合には、事業計画との整合性を諮るということを書いております。しばらくは、保育については計画を充足することはありませんので、量的なこと

よりも基準への適合をご議論いただくことになるかとは思いますが、こういったことを定めていきたいということを書いております。

それから8ページの6番目の項目になりますけれども、事業の廃止等協議ということで、法律上は廃止または休止するときは、区長の承認を受けることになっています。ただ、実際上、区に3カ月前に申し出られても、今預かっていただいているお子さんの預け先という点で非常に困りますので、区の基準としては、相当の期間の余裕を持って区に協議することとし、具体的には1年以上前に協議していただきたいと考えています。例えば3月で廃止ということでありますと、4月の入園時期と重なりますので非常に調整もしやすいわけですけれども、なるべく年度途中の廃止をなくすような形で、早い時期に協議をするように基準を設けていきたいとしております。

それから、別添 1 - 2 につきましては、区が定めた家庭的保育事業等の認可の基準になりますけれども、 2 ページをごらんいただければと思います。 2 ページでは第三者評価のこと、それから 2 番目としましては、設備の基準の考え方を細かく決めさせていただきたいということで、ページを割いて記載しております。

6ページでは、3番目として、避難・消火訓練について記載しており、 月1回以上訓練を実施するよう定めております。7ページになります と、職員研修のことを定めております。この職員研修もいろいろ議論が あるところでして、公定価格ではたしか1年間あたり2日分を想定し て、計算をしているということなのですけれども、区としては、そうい った計算がされているか否かを基準にすることを考えさせていただい ています。

8ページ以降は、5番としまして、衛生管理、健康管理、そういった ことに関する基準でございます。

11ページからは情報提供ということで、これも新制度の特色で、当然従来も認可施設におきましては保護者の方にいろいろな形で情報提供はしていただいているのですけれども、今回は法で定められた義務として情報提供をしていただく際の内容等を定めていきたいということです。

次の12ページからは、家庭的保育事業等に関することで、それぞれ4つの種類がございますので、居宅訪問型まで幾つかの基準で明らかにしなくてはいけないことを定めていきたいということでございます。説明は以上でございます。

それでは、今の説明に対してのご質問等ありましたらお出しくださ

会長

ll.

委員

国と区の基準を比較したときに、高い方の基準を採用するというご説明がありましたけれども、どこが区のほうが高くてどこが国のほうが高いのか、具体的に教えてください。

事務局

失礼しました。別添1-1の1ページから4ページあたりにかけましての3要件につきましては、これは国基準というよりも法律そのものが抽象的な表現になっていますので、それをより具体化していきたいという趣旨でございます。主に、先ほど言いました高いほうの基準を選ぶというのが反映してくるのは別添1-2のほうになります。それぞれの家庭的保育事業や小規模保育事業等で区の基準を定めておりますが、もう既に条例の中にそういった考え方で基準を設けております。例えばわかりやすいところですと、別添1-2の19ページです。一番左側に条例の項目が記載してございますけれども、ここでは国の基準に上乗せして区は新耐震基準を入れています。今回定める基準の詳細はないのですが、これは国の基準にはない、区で独自の基準を上乗せした部分でございます。

それから、20ページ、21ページをごらんいただきますと、新たに設けたい基準解説の中で、20ページでは常勤職員のカウントの仕方等を記載させていただいております。ここも国の考え方をベースに、従来の認証保育所の職員配置の考え方も踏まえまして、カウントする際に切り上げるなどいろいろな算出の仕方があるのですけれども、そこはより厳しいほうで今回の基準を定めたいとしておりまして、こういったところが全国一般のルールよりも厳しくなっているとごらんいただければと思います。

会長

具体的には運営の説明の別添 1 - 2、特に20ページ、21ページ、22ページあたりの一番右の備考欄に書いてあるものが反映されているということです。

委員

2点お伺います。まず別添1-2の2ページにある基準解説1番の第三者評価のところで、3年に1度以上第三者評価を受審するとなっているのですが、この基準はなぜ3年に1度以上にされたのかなと感じました。自分の子どもが今保育園に行っているのですけれども、そこでは1年に1回第三者評価をやっているのです。だから、世田谷区では1年に1回やっているのかと思っていたのですが、3年に1度となってしまうと、卒園してしまうような時間だったりするので、それはどうなのかなと思いました。

あともう1つ、認可のお話だったのですけれども、これは認証保育所

も同じ基準で対応していくと考えてよろしいのでしょうか。

事務局

1点目の第三者評価ですけれども、今、現実的な対応としまして、確かに保育園の場合は例えば区立保育園が50園ありますけれども、これはやはり3年に1回回ってくるような形でさせていただいております。それから、1回実施すると大体40万円から60万円ぐらいかかるのですけれども、東京都の補助の仕組みがあります。認証保育所には、最低限3年に1度は受けてくださいということで、これを基準としています。園や事業者によっては毎年やるということも当然可能でありますので、最低限の基準だと考えていただければいいかと思います。

それから今回の基準は、新制度の施設や事業に適用するものですので、認証保育所や保育室など、いわゆる認可外保育施設は、今回の事業の対象ではありません。あくまでも対象は新制度の給付対象になる保育園やこども園などの施設、それと小規模保育や家庭的保育事業ということでございまして、新制度の公的給付がもらえない認証保育所や保育室は別の基準で対応していくということになります。

委員

別添1-1は、家庭的保育事業と小規模保育事業についてのものというふうに考えてよろしいんでしょうか。

事務局

別添1-1は、いわゆる家庭的保育事業等という4種類の事業ですね。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、その4つを区が認可することになったわけですけれども、その際の基準の条例をさらに細かく解説したものということです。

委員

そうしますと、給付の対象は3歳未満児ということになるかと思うんですけれども、基準には3~5歳の配置基準なども書き込んでいると考えてよろしいですか。

事務局

家庭的保育事業の場合は主に 0 歳から 2 歳を預かる事業が中心なのですけれども、特例的に 3 歳児以上のお子さんを預かることも可能にはなっているというのと、事業所内保育の場合は、19人以下の小さなものだけではなくて、施設と同じような20人以上の保育も可能になっていますので、基準としては、 3 ~ 5 歳の規定があり、その解説をしているという趣旨でございます。

委員

あと1点だけお伺いします。別添1-1にかかわると思うのですけれども、他の自治体で確認を行った後に株式譲渡等があって、経営主体の主体者が実質上入れかわるということが起こって、保護者ともめごとになり、それから職員がほとんどやめてしまうというような状況が発生しているようです。世田谷区では確認というものの後に、経営主体が株式譲渡等で実質的に変わってしまうということが起こった場合に、どのよ

うな対応を考えているのかお聞きしたいと思います。

事務局

難しい質問、ありがとうございます。株式会社等が参入できることになりまして、いろいろな想定していなかったことが起こりつつありまして、今お話しになったようなことは、今日の報告の内容にはなっていないのですけれども、区でも発生しております。もう既に3日に公表されておりますが、小田急ムック祖師谷園と成城園を運営している小田急ライフアソシエという小田急電鉄が全額株式を保有している保育事業者があるのですけれども、こちらの株式を10月1日付で株式会社木下ホールディングスという、木下工務店を中心とする持株会社があるのですけれども、そちらに全額譲渡するという話がありました。これについては私たちが、いろいろお話を聞いてみますと、従業員もそのまま新しい会社に引き継がれるということや、今までの事業もきちんと運営ができるということが確認できておりますので、10月1日、そういった対応を認めていくということで対応しております。

小田急ライフアソシエは、成城にありますひろばとほっとステイも区から受託しておりますので、そちらもきちんと継承していくということが確認できておりますので、認めるわけなのですけれども、ご質問は今お話がございましたように、従業員と会社でトラブルがあって、事業継承が危うい場合はどうするのかということや、あるいは、とても信頼できないような会社に株式が譲渡された場合どうするのかということなど、つまり、ここでいう3要件の1つの要件でも欠けるような場合はどうするのかというお話かと思います。これについては今回そこまで基準解説がなかなか作成できておりませんので、今後検討させていただきまして、これを防ぐような基準をつくってまいりたいと考えております。

委員

私は、保育室の施設長をしておりますので、この小規模保育事業の基準というのはとても気にかかるところで、私の施設も仲間の施設も、みんな小規模に移ることを考えたり、保育室のまま残ろうかと考えたり、日々それで頭を悩ませているところです。経済的基礎というのが第一に来ていて、それは当然のことだとは思うのですけれども、保育室は本当にお金がないのです。それはなぜかといったら、やはりお金もうけをするよりも熱意で、とにかく皆さんのために貢献したいという思いでやってきたからです。だから、経済的基盤というのがとても薄くなっています。

ただ、熱意だけは自信があって、やはりどうにか子どもたちのために 尽くしたいというような思いをたくさんの人が持っている施設だと思 っています。もちろん経済的基礎のところは基準があって仕方ないので すけれども、例えば、どれだけ専門性を身につけているかという人的環境も大事なのですが、身につけようと努力しているかという意欲や熱意も大事にしていただきたいと思っています。それが、保育の質の向上につながると思っています。そこをはかるというのはものすごく大変なことで、難しいのですが、すごく大事なことだと思っています。どのようにそれをはかったらいいのか私もわからないのですが、子どもの意欲を大事にする保育を実施するのであれば、やはり大人の意欲も大事にしたいと思っているのです。基準の中に大人の意欲について、文章としてどのように記載するかというのは難しいけれども、検討していただければと思います。

あとは、ここに入れる内容であるのかわからないのですが、自然や環境に配慮しているかというような視点もとても大事だと思っています。例えば火災が起きて怖いのは、接着剤などが溶けたときに有害物質が出て起きる中毒症状だと思っています。もちろん毎月の防災訓練などはするのですけれども、接着剤のような人工的なものが原因で中毒になってしまうのは防ぎようがないと思うのです。だから、それを起こさせないために、より自然に近いものを使って保育室を建てるなど、そういう視点を取り入れていただけたら、より世田谷の保育がいいものになるのではないかなと思っています。

委員

別添1-1の4ページで、アンダーラインを引いた上から3つ目のところで、(イ)に定める運営委員会の設置を、利用者からの意見を聴取する場を設けることに緩和するというのがあるんですが、この(イ)に定めるという(イ)の内容がどこかに書かれているのかがわからなかったのと、緩和するというのがどのような思いでこういう表現になっているのかについて、ご説明いただければと思います。

事務局

こちらに書かせていただいている(イ)というのが、その右手に記載させていただいております家庭的保育事業等の認可等についてという国通知の引用箇所になっております。こちらに、社会福祉事業に関する知識または経験を有することというのはどういうことかというのを、(ア)(イ)(ウ)という形でその指標が示されているのですけれども、その中にあります(イ)については、事業者の事業規模等に応じ、市町村が認める場合に必要に応じて要件を課してくださいという記載になっております。この項目(ウ)については、記載のとおり、家庭的保育事業等4種目については、社会福祉事業に関する知識、経験を有する者等を含んだ運営委員会を設置することが通知の本文にございます。しかし、5人までの子どもを預かる家庭的保育事業については、運営委員会

を設置するというのはなかなか現実的には難しいのではないかと考えまして、6人以上の子どもを預かる小規模保育事業、事業所内保育事業につきましては、通知のとおり、運営委員会の設置を求めたいと思うんですけれども、5人までの子どもを預かる家庭的保育事業については、運営委員会という形式にこだわらずに、利用者からの意見を聞く場を設けることでこれを満たすこととしたいと考えております。

委員

今のところと関連すると思うのですけれども、その少し前の3ページから4ページにかけて、(ア)の保育所等において2年以上勤務した経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者と書いてあるのですけれども、ここは、保育所等で2年以上というのが原則ということが家庭的保育事業等の認可等についての通知の(ア)に書かれているという理解でよろしいでしょうか。

事務局

そのように記載がされています。保育所等となっている部分について何を含むのかについては、家庭的保育事業等の認可等についての通知上記載がありますが、公定価格の給付にあたっての留意事項に関する通知の中に、どういったものを含むのかという例示が示されております。それを引用したのが下線で示させていただいている部分です。世田谷区の場合は、認可に関するもの、確認に関するもの、双方審査していくことになりますので、双方の基準を一致させる意味で、その公定価格の給付の要件の考え方を参照させていただいております。

ただし、こちら資料1-1の4ページの上から7行目から、「世田谷区の運営費補助対象である認可外保育施設等において2年以上勤務した経験を有する者」と書かせていただいている部分については、その公定価格の給付の留意事項の通知の中では、教育・保育施設または地域型保育事業に移行した、移行前の認可外保育施設の経験も含むという形になっていますが、当区におきましては、世田谷区の補助対象外のベビーホテルなどから認可事業、認可施設へ移行してくることも考えられます。現状、認可外保育施設の運営状況というのは私どもでも十分に把握ができておりませんが、補助対象施設であれば、補助金の交付にあたり運営状況も確認をしておりますし、区が実施する研修等にも出席をしていただいております。区が運営状況を把握できているという点をふまえまして、その認可外保育施設等の等の中に含むものとしては、区の運営費等の補助を受けていた施設のものだけにさせていただきたいと考えております。

委員

今議論している質の問題からは少し趣旨がずれるかもしれませんが、 量について1点お伺いします。この家庭的保育事業、とりわけ旧ママは 世田谷区の非常に特徴的な制度だったかと思いますけれども、子ども計画に示されている量的な計画を見ると、この5年間で3号の0歳は約10倍以上の量の増加、1歳から2歳は5倍ぐらいの増加ということで、このような質の基準を定めたときに、この旧ママ、新ママの量的な拡大の見通し、あるいはこの質の基準に即した形での量的な拡大の見通しや課題、ポイントなどを少し伺えればと思います。

事務局

今回、家庭的保育事業等については、国の説明でも新制度を施行するにあたって、いわゆる都市部での待機児童に機動的に対応するだとか、過疎地で子どもが少なくなっているところでも対応できるということで設けられた仕組みなのですけれども、世田谷区の場合はご承知のように認証保育所が、6月に1つ開園したものを含めると60園ございまして、定員だけでも2,000人を超えております。認証保育所というと、大体30人から多いところだと60人ぐらいのいわゆる中規模の保育施設なんですけれども、今までこちらをたくさん設置してきているという現実がございます。

そうすると、何が問題になるかといいますと、こういった認証保育所 や保育室が預かるのは、0歳から2歳が基本になります。一部3歳以上 も預かっていただいているところもありますが、9割近くが0歳から2 歳のお子さんになりますので、認証保育所等を卒園後に3歳から子ども を預ける先が見つからない、いわゆる3歳児の問題が発生してきます。 2歳から3歳に上がるときに、これを全て認可保育園で受け入れてい く、あるいは、一部幼稚園に切りかわる方もいらっしゃいますけれども、 認証保育所等を卒園した3歳児をきちんと預けられる体制を確立しな いといけないという大きな課題がございまして、そういう認可施設の整 備を今随時進めております。その整備のぐあいに合わせて、この小規模 保育や家庭的保育、いわゆる新制度が想定していますこういった事業も 展開していかなくてはいけないという大きな課題を抱えながらの対応 になってまいります。世田谷区は、やみくもに小規模保育、あるいは家 庭的保育の新しいタイプをふやせるという状況ではないものですから、 基本となります認可保育施設の整備状況に合わせて、小規模保育、家庭 的保育を認可していくといったスタンスで、今年や来年は臨んでいかざ るを得ないと考えております。

委員

話を戻してしまい申しわけないのですが、第三者評価のところで、経営層の評価と利用者評価と職員評価の3つの観点を3年に一度評価すると思うのですけれども、全部でなくても、どれか1点だけ評価を実施することも可能だと思うのですが、そういう方法をとってもう少し期間

を短縮したほうがいいのかなというのが1つ。

あともう1つ、多分ここではないと思いますけれども、看護師の確保が保育士の確保以上に難しいところで、もちろん国も常勤の看護師の確保を想定していると思うのですけれども、少し勤務時間の短い看護師や非常勤の看護師も含めて確保していかないと、なかなか見つけにくい現状があるので、そのあたりの見込みのようなものがもしあれば教えていただきたいなと思いました。

事務局

第三者評価のあり方はまた課題として受けとめさせていただいて、今の看護師の話につきましては、別添1-2の21ページの一番下の行に、 准看護師は含まないと記載しておりますが、今回は国の通知を踏まえま して、准看護師は含まないという基準にさせていただいております。こ の辺につきましては今、国でもいろいろ検討はされているようですの で、そういった動向も踏まえながら、引き続き検討課題としていきます。

それから、今回は家庭的保育事業の区が認可する事業の基準の解説なのですけれども、このレジュメ3の(2)にありますように、施設も事業も対象となります運営の条例の基準解説というものがございまして、これも、国の改正等も踏まえながら区として定めてまいります。こちらが運営に関する基本的な条例、あるいはその基準の解説になってまいりますので、こちらも出来上がりましたらいろいろご意見、ご議論いただければなと思っております。

委員

確認ですけれども、別添 1 - 1 の 3 の社会福祉事業の知識又は経験、 4 ページの一番上の下線の引いてある、児童福祉施設、幼稚園・小学校 等の部分ですが、ここには例えば児童福祉事業、ファミリーグループホーム、里親、学童保育などそういった経験者のようなものは含まれるのでしょうか。

事務局

今の時点では正確にお答えできませんが、国としては、語句だけから 見ると、言葉尻から見ると想定されていないようですけれども、ただ言 葉として「等」が入っておりますので、これは自治体で最終的には判断 せざるを得ないかと思いますので、今日は預からせていただければなと 思います。

会長

今のお話は、この基準だけではなくて、昨年作った保育の質ガイドラインや、議事3に出てくる指導検査基準のところなど、いろいろなところと絡んでくると思うのです。今までのような国というだけではなくて、世田谷区としてこれからどのような量的、質的な整備をしていくのか。そのときに、さまざまな事業者の方々、あるいは区がどのような役割を担っていくのかというところを総合的に考えていかなければいけ

ないと思います。ここはこれで承認をすることにさせていただいて、今もありましたけれども、例えば今、正看護師とか保育士についても、当然ですが今非常に人材不足の状況になっていて、これだけの状況で具体的には来年度以降、あるいはことしの後半以降ですが、人手を確保できるのかということも大きな課題になってきます。では誰でもいいのかというとそれはまたそうでもなくて、人材確保、整備というもの、あるいはその人材をどのような形でスキルアップしていただくのか。そして、世田谷区の保育を具体化していくというところにご協力いただけるような人材として活動していただくのか。このあたり一体型のものとして考えていかなければいけないと思いますので、大変気になることはいっぱいあると思いますけれども、ここは皆さんの頭の中に置いておいていただいて、次の課題に行かせていただくということでよろしいでしょうか。

きょう質問が出たこと以外にも、ごらんいただいて気になる箇所がありましたら事務局に意見を出していただくという形で、順次この計画自体がよくなっていくような形でのご協力をお願いしたいと思います。

(3)認可・確認に基づく指導検査基準及び要綱の制定について

会長 それでは3番目の検

それでは3番目の検討課題は、認可・確認に基づく指導検査基準及び 要綱の制定です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料3をごらんいただければと思います。

これは、今条例や規則、それから今ご議論いただきました基準解説というのが規範としてある一方で、区としてもいわゆる小規模保育事業等については認可する立場、それから施設、事業それぞれ全てが新制度の対象になるものについては区が確認するという立場にございますので、区として指導検査をしていかなくてはいけないわけです。その際の指導検査の基準を明らかにしていきたいということで、その要綱や、その要綱に基づきまして基準、実施の方針を単年度ごとに定めていくということになります。そういったものを今回案として示させていただいて、ご議論、ご意見をいただきたいという趣旨でございます。やはり、指導検査という場合には、いろいろ現場でディスカッションをしながら育成をしている係は従来どおり保育課にありますけれども、指導検査の係につきましては、先ほども少しお話させていただきましたけれども、新しくできました保育認定・調整課に置いて、体制も若干整えたところでして、家庭的保育事業等については区が指導検査を行い、保育所等については引き続き東京都と協働しながら指導検査をすることになります。

これは、確認という立場では、認可施設についても家庭的保育事業等についても指導検査をしていくということでございまして、別添1になりますけれども、こちらが指導検査をする際の実施の要綱ということで定めさせていただいております。第1条で趣旨を書かせていただきまして、第2条は目的、それから第3条で基本方針を定めること、そういったことを記載させていただいております。

それから、2ページ目、第4条では、指導検査の区分としまして、いわゆる一般の指導検査と特別の指導検査に分けて記載しています。同じページの第2章からは一般の指導検査ということで、ここには一定の年次ごとに一般的に行っていく指導検査について示しています。5ページ目から第3章がございますが、こちらが特別指導検査について定めさせていただいております。一般指導検査は定期的に行うものでございますが、特別指導検査は特別に行うものですので、実施する体制等も2人以上から3人以上という形になってございます。そういった違いがあります。

それから、19条等には指導検査の結果の公表ということで、指導検査につきましてはいろいろな事業者の状況等もございますので、必要に応じて結果を公表するという形にしております。

それから別添2が、平成27年度ということでもう既に始まっておりますが、指導検査の方針や計画を定めさせていただいております。

それから、別添3が今年度の検査の基準ということで、これも詳細な 案を考えさせていただいております。

雑駁ですけれども説明は以上でございます。実はこういった基準を定めるということは、指導検査を受ける事業者側から見た場合に、どういった立場、考え方で指導検査に行政が入るのか、あるいは、区民の方から見た場合にどういった考え方で施設や事業を指導しているのかということも非常に大切なことですので、なるべく指導検査の考え方、基準を明確にして、そういった取り組みをしていくという趣旨でございまして、あくまでも事業の安定性、あるいは日々の保育の質の確保、こういった観点からご議論をいただければ大変ありがたいなと考えております。

説明は以上でございます。

会長

実は、結構これもボリュームのある議論をしなければいけないところだと思います。別添資料3の一番終わりのところに講習会の資料というのが載っていますよね。指導検査の体制というのが法律の中にあって、今回お話があったものはどこに当たるのかお話しいただけるとわかり

やすいのではないかと思います。

事務局

別添3を1枚めくっていただきまして、3ページ目に講習会の資料という形で抜粋させていただいていますが、この図の中では左側に東京都があって右側に区市町村があります。そして、区市町村は、この施設型給付については確認という行為をやります。そこに基づいて、2つ目の枠になりますけれども、区市町村による指導監督とございます。こちらのまさに指導監督を行う際の基準ということの位置づけでございまして、その下は、そこでいろいろな問題があった場合には、法律と条例に基づきまして、次の勧告や命令という段階に入っていきますので、それはまた基準というよりも、その基準をもとにした区としての対応ということになってまいりますので、基本はここの真ん中の枠の部分でございます。

会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。特に事業者の方々から、 ご意見をいただきたいと思います。

委員

確認ですけれども、現在、社会福祉法人が各区市町村いろいろな区市町村をまたいでいる場合には東京都の監査を受けるということで、当園もこの間東京都監査を受けたところなのですけれども、この東京都監査と別にこれからは区も監査をやっていくということですか。お伺いしたいのは、法人監査ではなく施設監査についてです。施設監査であっても、社会福祉法人が幾つか広域にやっている場合には東京都が管轄して監査をすると理解しています。例えば、世田谷区で幾つか多数の施設を運営していても、世田谷区にしかない場合には世田谷区が監査をするというふうに理解していたのですが、そうではなくて、各区市町村をまたいでいる場合は、東京都は東京都で施設監査を行い、それとは別途で区も監査を行うということですか。

事務局

東京都が認可する、あるいは認定するいわゆる認可保育園、それから 認定こども園については、引き続き東京都も施設の監査を行います。そ れから、区も施設については確認をしますので、その立場で指導検査を するということになります。しばらくは認可保育所、認定こども園の指 導監督権限が区に東京都から移管されるまでは、都と区で少し重複して 行われる形になります。

委員

今までも、東京都の監査のときに区の方も同行していたのですけれど も、あれとは別ですか。

事務局

それと同じで、東京都が監査する場合には区の職員も同行させていた だいて、一緒に立ち会わせていただくということになります。

委員

この間、都と区の監査を同日に両方受けたと理解してよろしいのでし

ょうか。

事務局

従来は東京都が監査の主体で、そこに区は立ち会うという立場だったのですけれども、ことしの10月から行う検査については、合同で監査する立場になりますので、それは1回受ければ都と区両方の監査を受けたことになります。

委員

監査は1日と決まっているのですか。

事務局

通常は1日で終わると思うのですけれども、ケースによっては何日もかかる場合も考えられます。

会長

今のお話は、これまで東京都がいわゆる指導監査、認可から全部して いたものについて、基礎自治体にそのことを移譲していく、移管してい くという方針になり、そのときに、東京都の監査指導というものと世田 谷区の監査指導というものがどのように協力されたり、役割分担をされ たりしていくのかということだと思うのですが、今お話を聞いている と、移行期なので、まだはっきしているわけではなさそうだと感じまし た。しかし、現場からすると日々保育をしている中でのこういった指導 検査ということなので、できるだけそこのところについては時間をかけ ないでお願いをしたいということだと思うのです。ただ、一番大事なこ とは保育の質をきちんと見ていくことで、これは私が切に願っているこ とでもあります。第三者評価にしてもこういった指導検査にしても、良 い評価を受けた施設の中にも非常に質の悪いところがあるわけで、一体 何を見ているのかということが一番問題なわけです。子どもたちが健や かに育っていく環境として、最も重要なことは何か。それが保育の質ガ イドラインにまとめたことですので、こういったことをしっかり遵守さ せて、それが行われているのかどうかというところを見ていく必要があ ると思います。先ほどの話ですが、保育課の指導育成と一体どのように 連携をとりながらこの質の評価というものをなさっていくのか。一番問 題なのはそこだと私は思っています。

子どもの成長発達というのはその場では見えなくても、数カ月、あるいは数年たっていく中では大きな影響を及ぼしていくことなので、どうやってだめなものはだめだと言えるか。ここが私は非常に重要なところだと思います。行政として、どこがやるかというよりもどうやるのか。そして、だめなものをどう発見してどう指導につないでいくのか。そこのシステムがぜひ確立できるようにしていただきたいなというのが私の大枠でのお願いです。

それでは、細かいところでご意見のある方お願いいたします。

今、全部読ませていただきまして、つい最近監査を受けたばかりだと

委員

いうこともあるのですけれども、とてもいい内容になっているという か、私たち受ける側もこういうところを本当に見ていただきたいなとい うところがほとんど全て網羅されているような感じで、私はとてもいい なと感じております。その中でまた少し細かいところなのですが、別添 3(別表)の1ページのところで、もう1回確認なのですが、認可定員 と利用定員、ここの中で、認可定員を超えない形で利用定員を定めると いうのが議事1のところでありましたでしょう。しかし、世田谷区では 定員を弾力化している園もあるため、必ずしも認可定員の範囲内に利用 定員が収まっていないのが現状です。そうすると、以前運営条例の議論 の中で、現在やっている現実の数を利用定員としてやっていくようにと いうことがあったと思うのですけれども、それで運営費、今で言う公定 価格を決められると、非常に給付額が下がるわけです。私立園長会の中 でもそれは困るとの声があがっています。やはり現状の運営費の確保は してもらわないと困るという話が出てきたわけです。世田谷区は、弾力 化定員の場合には今後も、認可定員の水準を使って給付額を算出すると いうことでよろしいのでしょうか。

事務局

なかなか難しいご質問なのですけれども、認可定員は認可定員なのです。利用定員は今いらっしゃる定員ということで、しばらくの間は両方がイコールになっていない形でやっていけると思っているのですけれども、国の解釈を見ると、冒頭おっしゃられたとおり、認可定員の範囲内での利用定員だというのもあるので、その動向は見ていかなければいけないかなと思っています。

委員

私立保育園を代表して言わせていただくと、本当にどこの施設も、とにかく現在の待機児問題には協力したいということで、ぎりぎり弾力化を行っていると思うのです。それは、秋山前副区長も園長会に来られて、ぜひともお願いしたいということだったので、私立園長会挙げて協力していこうということでやっていますので、ぜひ今後もよろしくお願いしたいと思います。それが1点です。

それから、5ページのところで、個人情報保護について書かれています。秘密保持等に関してというところで、第27条第3項のところで、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならないということが書かれています。第27条の一文目に、正当な理由がなければ秘密を漏らしてはならないとありますが、これは裏を返せば、正当な理由があれば言ってもよいということになります。例えば親ごさんは認めていない発達障害系のお子さんがいて何かの問題を起こした場合や、親ごさ

んが虐待系のことをやって、周りがそれに気づいて子ども家庭支援センターに通報しなければいけない義務が発生した場合に、保護者の同意を得ることができないわけです。現行でも常にここのところは問題になっているかと思うのですが、この場合は情報提供をしてもよいわけですよね。現行どおり、虐待防止法では通報義務があるということになってきますし、だけれども、虐待までいかない一歩手前のような状態というのも、これは各施設の判断によって情報提供していくということで理解してよろしいのでしょうか。

事務局

ここは大切なことなのですけれども、それで結構だと思っております。通常同意というと書面でという形もあるわけなのですけれども、恐らく各保育園さんでは入園の際に保護者の方と面接をして、園としての保育の考え方や園のしおりなどを説明しながら、園の考え方を説明されていると思います。それに同意して、親ごさんも子どもを入園させるわけですので、その際に包括的に同意は得られているものと条例的には解釈できると思っております。

委員

8ページ、分掌事務のところですが、保存に関することで、完結の日から5年間保存しなければならないということで1から7まで書いてございます。世田谷区は5年間保存でよろしいわけですね。東京都や国とここはもう照合されている点でしょうか。今まで、物によっては3年や2年、あるいは永久保存と書かれていたものもございました。新制度の開始を機に、世田谷区だけでなく東京都や国も変わったのでしょうか。私は、東京都や国がここで変わったのかどうかの確認は現在しておりませんが、5年間保存でよろしいんでしょうか。私たちはそれを本当に信じて、以前のものを廃棄して問題はないんでしょうか。

事務局

この5年につきましては、今回の条例を定める際に国の基準をもとにして定めております。ただ一部例外もありまして、9ページの第34条の(6)施設ごとの職員に係る賃金台帳は、労働基準法のほうですと3年保存なのです。法律を上回った5年間となっておりますが、その他の書類関係につきましては5年ということですので、それで現場でも対応していただいて問題ないと思います。ただ、その5年というのは通常年度単位で考えなくてはいけませんので、例えばゼロ歳の方の記録5年間というのは、実質的には6年保存する形になります。6年たったときに廃棄できるという考え方だと思います。

委員

11ページのところで、研修代替保育士の費用を確保しているかという ことがあるんですが、今回1人に対して研修2日間、そこのところに代 替保育士の費用として、まとめて公定価格に反映されていると思うので すけれども、費用を確保しているかというのはどういうことなのでしょうか。

事務局

これも、公定価格や区の運営費とリンクするところなのですけれど も、要は園として、あるいは事業者、法人として自分のところで独自の 研修計画を立てて、それを実施しているかどうかとうことでご理解いた だければと思います。

委員

研修計画はあるのですけれども、その代替の保育士の費用ですよね。 これは人件費ですか。

事務局

そういう研修計画を立てて、実際に研修会が行われているということは、結果的にはその研修に出た保育士のかわりに、現場でどなたか別な保育士が対応しているわけですので、その費用が確保されていると言えると思いますので、そういう園や事業者独自の研修が実施されているかどうかというご理解でいいかと思います。

費用に関して、先ほどの公定価格に一部盛り込まれたものもありますが、運営費を出す区側も運営費に対してのいろいろな考え方がありますので、必ずしもこれは研修代替費用ですとは明示しておりません。その公定価格を含む運営費を区からもらって、その運営費の中でいろいろな保育の計画を立てるわけでしょうけれども、その中で研修がきちっと組織的に行われておれば、この基準はクリアすると考えていただければいいかなと思います。

会長

あと15分しか会議時間がありませんので、ここで全体が確認しておかなければいけないことについての確認をお願いして、あとで個別に確認できるものは個別にお願いをしたいと思います。

委員

わかりました。では、最後に1つだけ、全体にもかかわるかと思いますが、記録であるとかいろいろなことが過去よりどんどん積み重なってきていて、現在保育士が実際に子どもに対してかかわる時間を確保するのが難しくなってきています。いわゆる事務の部分や記録の部分を受け持つ人材の確保について、どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。例えば、子ども一人に対して保育士を3人ないしは5人という基準に対して、プラスアルファの人員配置をしていっているのですけれども、どんどん事務部分が残って、時間外労働になってきている現状があります。その辺のところについてお聞きしたいと思います。

事務局

保育における記録類の課題かと思うのですけれども、これはこういった指導検査を実際に実施していく際に当たっての基本的な考え方が問われているかと思います。私たちとしては現場で子どもを中心とする保育がきちんとされているということを書類等で確認したり、現場で確認

するわけですけれども、その記録類が保育の計画に基づいて実践をして、評価をして、またあしたの保育につなげていく保育実践の改善というサイクルをやっていく場合に、記録類が膨大になっていきます。それを全て記録していくというのはほとんど不可能に近いと思っています。そういった記録類を検査させていただく基本的な考え方としては、日々の保育の日誌、クラスごとのいろいろな記録類、0~1歳児ですと一人一人の個人別記録、職員会議の記録といろいろあります。子どもが60人、あるいは大きいところだと150人いる、その子どもたちの成長の記録、保育士の保育実践の振り返りと自己評価としてとどめて、あしたの保育につなげていっているという実践がされていれば良いと思っております。

お子さんの年齢やクラスの状況にもよって違うかとは思うのですけれども、いずれかのところに子どもの成長の記録がされており、それが、あしたからの保育につながっている、保護者さんとの子どもに対する共通の理解も得られている、そういう記録がとられているという現状が確認できれば、検査としてはクリアできると思っております。そういう観点から、短い時間にいかに効率的に記録する工夫に努めていただきたいと、私としては思っております。

委員

とても大事なところだと思うのですが、やはり何か事業者さんと区の 関係のように、利用者には受け取られてしまうのではないかと感じまし た。これは難しいですけれども、やはり保育所に入っている人たちが知 っておかないといけないことなので、こういうことをわかりやすく公開 していただけるといいかなと思いました。

あと、検査、監査、指導についてですが、ここまで指導が入るということ自体はとても重く受けとめられることではあるけれども、今の現場の保育をバックアップして、保育をよくするための仕組みだと捉えて、少しでも関心が高まるような取り組みがあるといいなと思います。 漠然としていますけれども、以上です。

委員

資料3のところで、指導検査基準が今保育所、小規模、家庭的というのがあって、それ以外は平成28年度以降ということなのですが、これは例えば先ほどの認定こども園や幼稚園についてはまた別途検討するのかということと、あと新制度に入ってこない私立幼稚園はどのように指導検査が行われているかについてお伺いします。

事務局

資料3の2(3)の一番下に書かせていただいておりますが、今回は 特定教育・保育施設と地域型保育事業ということになっております。今 お話いただきましたような認定こども園、それから新制度に移った幼稚 園が1つございますので、そういったこども園や幼稚園の指導検査基準につきましては、今回の制定を踏まえまして、来年度にかけて時間がかかるかと思いますが、広範な議論をしながら定めていきたいと思っております。

幼稚園につきましては、学校教育法の認可権限は都から区に移譲されていますが実施していない現状にありまして、国や都からも指導検査に関する考え方が示されておりません。

委員

2点あります。1点目が、別添3(別表)の26ページを拝見しましたけれども、これはつまり施設ごとの会計を明らかにして公表しなければならないということだと思うのですけれども、これは恐らく株式会社等においてもこのようでなければならないということだと認識しました。今、私もさまざまな保育事業者の経理を見る機会があるわけですけれども、人件費率がかつては保育事業については8割程度だと言われていて、それがだんだん下がっており、営利企業等においてはもう50%そこそこの人件費率になってしまっているところもあります。それではせっかく税金を投じて保育士さんの処遇を改善しようとしても、どこに流れていっているのだろうかという疑問を感じざるを得ず、公表するということはその内容について区が関与していくということだと思いますので、適正な人件費の確保であるとか、あるいは本社のほうに上がるようなお金があればそれは本当に実質的に妥当なものなのかどうかというあたりもぜひきちんと見ていただいて、指導すべきところは指導していただくとありがたいなと思っております。

こういう認識でよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりでございまして、施設ごとの経理区分となっていまして、 複数経営している場合はそれぞれの施設で出していただきますので、施 設ごとの人件費率も出てくることになります。それから、これはこうい った基準というよりも区の運営費の運用にかかわることなのですけれ ども、前年の人件費率が、その施設が50%を切った場合には、翌年は区 の上乗せの運営費の一部分をカットするという運用も始めております。 まだ該当したところはありませんが、そういったことも背景に置きなが ら、施設ごとの経理区分を明確にしていただきたいと指導していきたい と思っております。

委員

それからもう1点、32ページに利用者負担額の受領というところで、 上乗せ徴収と言われる、いわゆる保育料以外にお金を利用者から徴収す る場合ということだと思うのですけれども、これについては新制度の中 では、まず上乗せ徴収を行う場合には、その必要性や妥当性について自 治体と協議をするように示されていたように思っております。この規定と関係あるかどうかわかりませんけれども、上乗せ徴収が妥当な範囲のものであるかどうかということは、区のほうであらかじめ関与して検討していただけると考えてよろしいのでしょうか。

事務局

ここはまだ私どもも十分整理しきれていないのですけれども、区の上乗せの運営費の関係もございまして、この法律や条例が想定しているものと現実では少し乖離があります。保育の部分につきましては、区が運営費を国の基準に上乗せして出しているということもありまして、上乗せ徴収や実費徴収につきましては、要は区の了解なしにはやれないことになっています。実費徴収についてもそのようにしておりますので、その対応は当面続けながら、では基準としてはどうあればいいのかという、将来的なことも含めまして、整理していきたいと思っております。

会長

他にございますか。なければ、提案の承認に移りたいと思います。今のご説明と質疑応答を経て、3番目の認可・確認に基づく指導検査基準及び要綱の制定については、いろいろまだご質問もありそうなのですが、そのことも含めて、この提案でご承認いただくということでよろしいでしょうか。その上で、時間の都合で私が切ってしまった質問もありますので、個別にご質問は出していただいて、全体として共有しておく必要があるものについては、メールで皆さんに情報提供することとします。非常に重要なことであるにもかからず、きょうこれだけ質問が出ていたものを無理やり承認しているというような感じもありますので、ぜひこの3つの議事につきましては、皆さん、もう1度ご検証いただいて、事務局とのやりとりをしていただいて、事務局は、追加の情報を皆さんに出していただく、そういうふうな形で本日の議事を進めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員

保育の質の話は、まとめた時間で話したことがあまりない気がしていて、質というテーマで少し討議があってもいいのではないかなと思いました。

会長

それは今後関連したテーマが出てくるときに議論をしたいと思って おります。よろしいでしょうか。

それではあと残された時間ですが、今回、各部会等で議論されていることについての資料が提出されております。そのことについてご報告いただいて、ご要望等があればコメントをしていただくという形で進めたいと思います。このことにつきましても発言を求めていきますと時間が足りなくなってきますので、もしご要望等あれば、各委員会のところに皆さんからのコメントをメールや文書で寄せていただくとか、あるいは

口頭でも結構ですのでお願いするということで、すみませんがご報告を 進めさせていただきます。

(4)外遊び検討委員会の検討状況について

会長

それではまず、外遊び検討委員会からお願いいたします。

事務局

外遊び検討委員会は全5回を予定しておりますが、2回まで終了しましたのでそこまでの検討状況を報告いたします。

この検討委員会は、子ども・子育て会議の部会にも位置づけておりますことから、松田委員に2回出席をいただきました。ありがとうございます。なお、外遊び検討委員会の会長は、委員のうち昭和薬科大学の吉永委員にお受けいただきました。また、前回の子ども・子育て会議で、必要に応じて委員以外の方のご出席もいただくのがよいのではないかというご意見をいただきまして、第1回では保育園運営の面から世田谷区民間保育園連盟の桜内会長にご出席いただきましたことを報告いたします。

検討状況でございますが、検討していく上ではまず子どもたちの成長における外遊びの大切さや、世田谷区における外遊びの現状、それから課題を確認し合った上で議論をしていくことといたしましたので、第1回、第2回の検討委員会は、委員全員での活動の報告を通しての外遊びの現状や課題の共有、そういったことの意見交換が主なものとなりました。

第1回につきましては、ここに記載のとおりでございますけれども、 学識の委員の吉永委員、大正大学の西郷委員のおふたりから、子どもの 成長と外遊びのかかわり、それから世田谷区における子ども外遊びの今 後の展望のお話をいただきました。また、各委員の皆さんからは、それ ぞれの活動の取り組みやかかわりを課題とあわせてお話しいただきま した。ここに意見として皆様からの意見も挙げているのですけれども、 皆さんの活動の中から結構共通する課題が多くありました。実は、大人 が既に外遊びをしていない世代であるとかそうした場がないですとか、 そのようなお話をいただきました。また、第2回の検討委員会では、主 に常設の外遊びの特徴的な遊び場所であるプレーパークと多摩川河川 敷にあるきぬたまあそび村、ここを運営する委員からそれぞれ子どもた ちの遊び方ですとか、自然と触れ合い子どもと成長していくことのお話 などをいただきました。

やはり委員の皆さんからは、緑が比較的多い世田谷区の象徴的な外遊 びの場所であるプレーパーク、また多摩川に面しているという意味でも 象徴的な場所であるきぬたまあそび村の特性ですとか大切さということをお話しいただきました。また、拠点の必要性といったお話もいただきました。

委員の皆さんの活動での課題、取り組みについては、世田谷区全体の外遊びの課題と共通しているところも多く、2回の検討を通して、世田谷区の外遊びの課題ですとかこれから取り組んでいくべきことがある程度整理でき、検討委員会の皆さんで共有できたのではないかと考えております。

2の今後の検討ですが、ここにお示ししたとおりでございますけれど も、1、2回の議論を踏まえて、3回目以降が具体的な議論の場になっ ていく予定でございます。

今後のスケジュールにつきましては記載のとおりで、5回の検討委員会を10月までに終了させた後に、10月の第3回の子ども・子育て会議におきまして、この検討の結果をご報告申し上げることと、28年度の取り組み、ここの段階での予定をご報告いたしたいと思っております。

また区では、ここまでの外遊び検討委員会の検討状況を9月にあります議会の福祉保健常任委員会において報告をする予定でおりますが、この際には、今回のこの報告とあわせて、第3回が8月19日に開催を予定しておりますので、この第3回の検討も含めた検討状況の報告をする予定でおりますので、ご承知おきいただければと思っております。

報告は以上でございます。

会長

会長

この検討委員会については今お話がありましたように松田委員が入ってくださっていますけれども、ほかの委員の方々も傍聴で入ることはできます。日程についてはご希望があれば事務局にお尋ねくださって、どうぞご参加ください。よろしくお願いいたします。

(5)妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援検討委員会の検討状況について

それでは続いて、世田谷区妊娠期から子育て家庭を支える切れ目のない支援検討委員会の検討状況について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、資料 5 、妊娠期から切れ目のない支援の検討状況につきま して、ここまでの検討状況をご報告させていただきたいと思います。

> この検討委員会につきましては、この4月からスタートしております 子ども計画の中にも位置づけられております妊娠期からの切れ目のな い支援、ひいては虐待予防といったような観点のもと検討委員会を設置 いたしまして、今後、世田谷区におけます切れ目のない支援のあり方に

ついての検討を進めているところでございます。

1枚目の2になります検討経過でございますが、(1)(2)は検討委員会の開催日程になります。5月に第1回、それから6月に第2回の検討委員会を開催させていただきました。また、(3)につきましては、この切れ目のない支援とかかわりが深いと考えられる事案でございます産後ケア事業について、検討委員会のもとに専門部会を設置いたしまして、同時にこの産後ケア事業のあり方についても検討させていただいたということでございます。これにつきましても、第1回を6月、第2回を7月、さらにアドバイザー会議ということで、この産後ケア事業に関連する有識者の方々をお招きいたしまして、意見聴取といった形をとらせていただきました。

裏面になります。 3、これまでの検討内容を 2 つ挙げております。まず 1 つ目が、切れ目のない支援の検討委員会での議論の検討経過になります。この検討委員会では、現在世田谷区が行っております支援や課題についての報告をいたしまして、検討を進めております。世田谷区は、特定妊婦等のハイリスクの方々への支援は充実しているものの、課題を抱えていてもそれを認識していない、相談や支援につなげることが難しい妊産婦や子育て家庭への支援が課題であることが確認され、まずは妊娠期における全数アプローチ等、ハイリスクの方だけでない妊産婦に対する支援の展開等についてのご意見、ご議論を進めさせていただきました。

2つ目の専門部会(産後ケア事業)では、現在桜新町にあります産後ケアセンターの利用ニーズの高まりを受けて、産後ケアセンター桜新町だけでない区内医療機関等との連携による事業展開に向けてのあり方について、議論、検討を進めさせていただきました。

4、今後の進め方になります。まず、検討委員会では、ここまで2回の検討のご議論を踏まえまして、世田谷区におけます妊娠期における支援について議論をさらに深めてまいりたいと考えております。その議論を深めるにあたりましては、今国で推進しておりますいわゆる子育で世代包括支援センターも活用し、また、これを区としてどのような形で取り込んでいくかについても絡めて考えていきたいと考えています。さらには、区内には今年度から始まっております利用者支援事業の基本型等々もございますので、そうした地域資源との連携等についてもどのような形でつなげていくかといったことも今後議論を深めてまいりたいと考えております。

それから、(2)の専門部会では、桜新町だけでない場所でも、区内

において産後ケア事業を展開していくことについてご意見をちょうだいしておりますので、この仕組みについての議論、検討をさらに深めてまいりたいと思っております。

5、今後のスケジュールになります。記載のとおりでございますが、本検討委員会につきましては第3回を9月に開催いたしまして、その後、二、三回の検討委員会を開催する予定となっています。最終的には年明けに報告書をまとめる形になりまして、その中には産後ケア事業の専門部会でのご意見等々も含めてまとめていきたいと考えております。また、このことにつきましては、28年度予算要求に織り込んで考えていきたいということでございます。

会長

ありがとうございました。今のご報告にも、子ども・子育て支援事業計画の中にある利用者支援事業の方向性のようなものも示されるようですので、もしご意見等がありましたらこれもまた事務局にお寄せいただければと思います。

この検討委員会は、傍聴は可能なのですか。

事務局

可能です。

会長

そうしたら、9月の日程が決まっていましたら、ご希望の方がいらしたらどうぞ傍聴をお願いできたらと思います。

(6)障害児等保育検討委員会の検討状況について

会長

それでは続きまして、障害児等保育検討委員会の報告をお願いいたします。

事務局

障害児等保育検討委員会の検討状況とうことで、現在 5 回のうち 2 回が終了しました。時間がないので手短に説明します。

別紙の資料をごらんください。現在、医療的ケアが必要なお子さんの保育として通うところがない状況で、どういった形で取り組んでいこうかということで検討が進んでおりまして、この右側の図の保育園の上に記載されている、新制度によって始まった制度である居宅訪問型保育、それと右側にある児童発達支援。この2つを組み合わせて保育に類するような形での提供ができないかいうところで検討しております。児童発達支援については米印で下に補足説明を記載していますが、昔は児童デイと言っていて、要はお子さんが日中、療育という目的で通うところです。また、吹き出し部分で課題を書きましたが、保育園としても現在待機児童対策で、施設、人員面で本当にぎりぎりでやっているという状況がありますので、そういった中の保育園で障害児を預かるにあたりどういった課題があるのか、体制の整備について検討が必要だと考えており

ます。

また、医療的ケア等の特別な配慮が必要なお子さんのソフト面、ハード面での検討というのも必要だということで、あした第3回検討委員会があるのですが、それ以降検討委員会を重ねていきまして、適宜、子ども・子育て会議にご報告ということでスケジュールを考えています。

会長

とても重要な検討で、保育の現場の方々は多分興味がおありになるだろうと思います。あすが第3回の検討委員会ということですが、こちらも傍聴は可能でしょうか。

事務局

個別ケースの検討が入る場合もあるので、もし傍聴をご希望される方がいらっしゃったら、事前にご相談いただければと思います。

会長

わかりました。それはご相談をお願いしたいと思います。いずれにしても、10月の委員会は目白押しでして、この3つの協議の結果が報告されるということで、これが次回の議論の中心になっていきますので、それぞれのテーマに興味のある方はぜひ検討会の傍聴を検討していただければと思います。

(7) 平成28年4月保育園入園選考の日程について

会長

それでは、3つの報告はこれで終了いたしましたので、最後の議事に 入ります。来年度の保育園入園選考の日程についてということで、事務 局からお願いいたします。

事務局

資料7をご覧ください。来年4月の保育園入園につきまして、例年1次選考と2次選考というやり方で過去6年間同じような日程でやらせていただいているのですけれども、近年、4月に新しくオープンできる保育園の情報提供の時期が、どうしても12月下旬までずれてしまいまして、2次選考で新園については希望していただいて選考するということを3年ほど繰り返してきております。なるべく2次選考の期間を多くとりたいということで、従来6年間、12月10日を一次選考の締め切りとしてやってきており定着しているため大変恐縮ですが、10日間早めて11月30日に締め切らせていただきたい、という内容でございます。そのかわり、1次の発表を2月の初めではなくて1月28日に行います。それから一定期間をとらせていただいて、新園の情報提供や12月以降に生まれた0歳の方の申し込みも含めまして、2次選考で申し込みをして選考をしていく、こういったスケジュールの変更をしたいという内容でございます。

会長

これで、本日の議事が終了いたしました。どうしてもここで発言が必要という方がいらっしゃらなければ、事務局にお戻ししたいと思いま

す。

ありがとうございました。それでは、事務局にお戻しいたします。

事務局

本日は大変熱心なご議論をいただきまして、貴重なご意見ありがとう ございました。なお、認可・確認の基準解説や指導検査基準についての ご意見につきましては、8月31日までにいただければと思います。詳し いことはまたメールで配信させていただきます。

また、先ほど検討委員会が3つありましたが、聴講希望の方はご連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後に事務局から2点連絡させていただきます。

1点目ですが、本会議の議事録につきましてはおおむね2週間をめどに皆様にメール等でお知らせいたします。ご自身の発言部分のご確認、修正がございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。その後、区のホームページで本日の資料とともに議事録を公開いたします。

2点目でございますが、第1回の会議で年間スケジュールをお示しして、第3回を12月11日と予定していましたが、先ほどもありました検討委員会との整合性を図るために、日程を変更させていただきたいと思っております。会長、副会長、事務局の日程と会場の都合で、できれば10月27日火曜日9時半からということで今検討しているのですが、どうしても都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。

では、都合の悪い方には申しわけないのですが、次回は10月27日火曜日午前9時30分からとさせていただきます。近い時期になりましたら、改めてご案内をさせていただきます。もともと予定していた12月11日は開催しないで、第4回は年が明けてから、1月22日金曜日です。ご都合が悪ければ29日の予備日も押さえておりますが、1月22日の午前9時半から11時半を考えております。

それでは以上をもちまして、第2回子ども・子育て会議を閉会いたします。長い時間ありがとうございました。